

伊万里市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、伊万里市（以下「市」という。）が行う電力調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象組織等)

第3条 この方針は、市の全ての機関が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

- ① 令和3年度1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数
- ② 令和3年度の未利用エネルギーの活用状況
- ③ 令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組

(入札参加資格)

第5条 本方針における入札参加資格の要件は、次のとおりとする。

- (1) 経済産業大臣による小売電気事業の登録を受けている者。
- (2) 電源構成及び調整後二酸化炭素排出係数の情報開示を経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新の改定版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施している者。
- (3) 前条で定める環境評価項目について、別表1「伊万里市環境に配慮した電力調達に係る評価基準」により算定した評価点の合計が70点以上である者。

なお、基本項目のみで評価点が70点以上の場合、加点項目は適用しないこととする。

(評価)

第6条 市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を、別表1により算定し、その評価点等を様式2「伊万里市環境に配慮した電力調達契約評価項目等報告書」に記載し、様式1「伊万里市環境に配慮した電力調達契約評価申請書」とともに、市が指定する期限までに市長に提出するものとする。

2 市長は、電気事業者から提出された様式1及び様式2の内容を確認し、各電気事業者の評価点等を判定する。

3 市長は、判定の結果について、様式3「伊万里市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価結果について」により各電気事業者に通知する。

(契約期間内における努力)

第7条 契約事業者は、契約期間内についても別表1の表による評価点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

(その他)

第8条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第9条 本方針に係る事務処理等は、環境政策課において行う。

附則

(施行期日)

- 1 本方針は、平成30年4月6日から施行する。
- 2 本方針は、平成30年9月5日から施行する。
- 3 本方針は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 本方針は、令和2年4月1日から施行する。
- 5 本方針は、令和3年4月1日から施行する。
- 6 本方針は、令和4年5月1日から施行する。
- 7 本方針は、令和5年4月1日から施行する。